

NO. 18 2018. 4. 20 発行

東海在日外国人 支援ネットワーク通信

東海在日外国人支援ネットワーク（代表 原科 浩）

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 名古屋労災職業病研究会内

TEL/FAX 052-837-7420



意見交換をする名古屋入管職員とTOMSUNの出席者。
2月27日 名古屋入国管理局で。

目次

- ◆ 第6回名古屋入国管理局と東海在日外国人支援ネットワークとの意見交換会 P2~P5
- ◆ 愛知朝鮮高校「無償化」裁判結審、判決へ P5~P6
- ◆ 2018年1月、法務省が難民認定制度に関する運用をさらに厳格化 P6~P9
- ◆ カスミ事件損害賠償請求裁判判決出る P9~P10
- ◆ 参加団体・個人からのお知らせ P10

第6回名古屋入国管理局と東海在日外国人支援ネットワークとの

意見交換会

2月27日に6回目になる名古屋入管と東海在日外国人支援ネットワーク（TOMSUN）との意見交換会がおこなわれました。TOMSUNからはNGOや労働組合の関係者19名が出席し、入管からは渉外調整担当官、審査管理部門統括、留学研修審査部門研修班統括、難民調査部門統括、企画管理部門統括、処遇部門統括の6名が出席しました。

これまでは、毎年9月にTOMSUNが入管へ要請書と質問書を提出し、12月か1月に意見交換会が開催されてきましたが、今回は12月に入管より「平成25年より（意見交換会を）毎年実施してきており、当局としましては5年の区切りを経たことを踏まえ、次回も引き続き実施する場合は、この5年間の活動を貴ネットワークの質問、ご要望を伺うだけではない意義ある会議実施につながると考えます。つきましては、これまでの当局からの回答等を貴ネットワークが受けられ、貴団体がその成果を共有した部分、支援を行われている外国人に伝達した場合はその反応など、具体的にどのように評価されているのかお考えをお聞かせ頂きたいと考えます。貴ネットワークとしてはこれまでの5年間の意見交換会は意義があったと考えるか、あるとすればどのような点に意義があったか、差支えなければあらかじめ教示いただけますでしょうか」と入管の要望を伝えるファックスがTOMSUNに入りました。筆者が電話で入管に確認したところ、ファックスの内容は名古屋入管内部の意見で、法務本省の意向ではないということでした。

早速、入管からの要望についてTOMSUNで話し合い、過去の意見交換会開催の意義について加入個人、団体の意見を以下の表のようにまとめ入管に送付するとともに、意見交換会当日発表しました。

<p>① 愛労連（愛知県労働組合総連合）議長 樽松佐一</p> <p>毎年忙しいところ、意見交換会に出席いただきありがとうございました。</p> <p>私も毎年参加させていただき、技能実習制度について説明をいただきました。</p> <p>日頃は、個別の事件についての相談だけですが、意見交換会では一年間を通じての問題点について当局の見解を聞かせていただくことができました。</p> <p>特に実習生を不当に扱う監理団体やブローカーの問題、高額な寮費を請求する会社から出ることが認められたことは、今年施行された技能実習法と運用要領に取り入れられ喜んでいきます。</p> <p>技能実習法は11月に施行されましたが、経過措置や実習企業が制度をよく理解していないなどの問題もあります。今年度も引き続き話し合いの場をとっていただくようお願いします。</p>
<p>② 子どもと女性のイスラームの会 代表理事 マリアム 戸谷 玲子</p> <p>貴入管はじめ難民や国際援助の場で日本に来て関わるムスリムの人数は、貴入管との意見交換会での発表にもある通り年々増加しています。</p>

イギリスなどの諸外国の例にもあるように、宗教の自由が認められそれぞれの宗教の教えに基づいた習慣や宗教的食事のルールは、各国の機内食を例にとっても国際的な人道ルールとなっています。

入国管理局及び業者の食事の提供により、収容中のムスリムの体重が激減したり、イスラームの戒律に沿わない食事により精神的にも苦痛や迫害を受けたりしますが、収容中の審査後にビザが発給されるケースなどでは、ビザの審査中の人にもこの処置が適用されています。こういった待遇は、同宗教の戒律を理解するものとして甚だ遺憾ではありますが、貴入国管理局との意見交換会では、発表されるムスリムの人数を把握し、そのハラール対応の改善に当会などでも協力したい意向を示す絶好の機会であると考えています。

国別の人数の増減も私たちを取り巻く環境の中では、大変有意義な数字です。その数字の通り、当会での相談でも日本人と婚姻したり、子供が学校に通ったりというケースに遭遇します。

民間の活動でも、公的機関やNGOで招聘されたムスリムは、日本の受け入れ側の宗教的配慮や情報が乏しく、満足のいく待遇が得られていないため、誤解も多い事に悩み時に当会への苦情や相談も受けます。

どのような地域からどのくらいの数が、日本へ来ていて滞在しているかを知ることは、当会の活動内容を決めていくのにも大変役立っています。

今後とも、続けていただけることを望んでいます。

③ そうみー移住女性自立の会 杉戸ひろ子

日本に在住する移住女性の支援にかかわって20年余。移住連（NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク）の運営委員となって6年。移住連が十数年間継続している移住者に関連する様々な問題について各省庁と交渉（意見交換）する集まりにも参加しています。また、「DV被害」の観点から自治体（愛知県、名古屋市）との意見交換にも参加した経験から、民間の支援活動（アドボカシー）は、行政との交流、協働なしには意味をなさないと考えようになりました。意見交換会では回を重ねることでわかってくること、問題解決のヒントを得ることがありました。また、民間側の重要な責務として「民間」の支援現場での実情を「行政」に届けることだと考えています。

意見交換会の継続を願ってやみません。

④ 名古屋難民支援室 羽田野真帆

統計的数字とその変遷は、現場で外国人一人ひとり関わっている市民団体が、地域の外国人の状況を体系的に把握する貴重な情報となっている。

外国人にとって日本の入国管理局の制度や手続きは複雑である。私たち市民団体が、意見交換会を通じて、その時々制度や運用を正確に把握することにより、外国人一人ひとりに対し、よりの確なアドバイスや情報提供ができる。

意見交換では、市民団体が現場で必要と感じていること、課題や成果について共有させていただき、貴局の意見を伺う、貴重なコミュニケーションの場となっている。

⑤ 名古屋労災職業病研究会 成田博厚

家屋解体作業に従事し労災に遭うトルコ人労働者が何人も立て続けに相談に来たことがありました。貴局からの統計的数字により難民申請状況が把握でき、起こっている事態が

把握できました。このことは、当ネットワークのニュースレターや安全衛生に関する月刊のジャーナル、全国労働安全衛生センターの安全センター情報などで発表しました。

⑥ 入管面会活動 フレンズ 西山誠子

毎年の意見交換会に時間と場所を取っていただき感謝いたしております。

年1回の名古屋入管と東海在日外国人支援ネットワークとの意見交換会は、近年ますます外国人の滞在者が増加している折から、無くてはならない貴重なコミュニケーションの場であると考えております。

支援の場に出てくる貴局に対する疑問・質問に対して回答や話し合いの機会があることは、大変有意義なものになっていると実感してきました。話し合いの場がなく、貴局に対する憶測や偏見を持って外国人の支援をすることは、なんら問題の解決にはならないでしょう。

毎回、名古屋入管管区内での多くの統計的質問を提出し、回答を頂いております。この数字及びその変遷は、東海北陸地方の外国人の実情が反映されていて、とても参考になります。そこでの情報を踏まえたうえで、外国人からの相談を受ける時、相談内容のバックヤードをより正確に把握することができます。その結果、現実的なアドバイスを提供することが可能になっております。

意見交換会の継続をお願いします。

意見交換会当日は外国人の在留の状況、非正規外国人、名古屋入管の管内での在留特別許可の運用の現状、外国人技能実習制度、難民、名古屋入管の収容場の処遇、入管の新体制などについてTOMSUNが事前に提出した質問書についての回答を入管から得るとともに、意見交換も行われました（詳しくは、TOMSUN発行の報告書を参照してください）。

意見交換会終了後、参加者からは以下のような意見が出されました。

今年も意見交換ができて、よかったです。おかげさまで、当日面識のできた在留審査の方とも親しくなり、別の相談にも親切に対応いただけました。

資料では愛知の事件数が多いことと、愛知でも繊維の問題が多そうなことがわかりました。

要請書を出してから半年たったため、その間に技能実習法が施行（11月1日）されたため、ちょっとピントがずれしまいました。意見交換でその分を質問させていただきました。

昨年夏に技能実習法の詳細を決めた「運用要領」が出されました。法務省の審議官からは「樽松さんからの要望はほとんど取り入れさせてもらいました」と言われました。500ページもあり、こと細かく書かれていてとてもいいものになりました。この意見交換会はとても役にたったと思います。

難民の方々と関わる立場からは、次のように考えています。難民認定申請者が増え、難民認定制度の運用の見直しも頻繁に行われる中、現場は混乱し、何よりも難民の方たちが一番困惑しています。難民や外国人にとって、入国管理局での手続きの一つ一つは、彼/彼女らの人生を大きく変え得る、大変重要なものです。名古屋入国管理局との年に一度の意見

交換会では、統計により、体系的にこの地域の外国人の状況を知ると共に、市民社会の私たちが体験している現場の状況を共有させていただくことにより、課題を整理し、実情にあった活動の実施を模索するための貴重な機会になっています。

今回、TOMSUN から発表する時間をいただきましたが、意見交換会を、外国人の状況の改善の為に、より実りあるものにするために、TOMSUN からの発表が意義のあるものであれば、今後も継続し、さらに、その内容や方法について、TOMSUN 内部で引き続き議論できたらと考えています。

何より、今年も意見交換会を無事開催できたことに感謝すると共に、今後も本意見交換会の継続と発展を強く願うと共に、そのための努力をしていきたいと思えます。

今回は入管側の「継続拒否を匂わす姿勢」への対応から、「なごやかムード優先」を演出しようとしたからなのかもしれませんが、「権力の、裏表のある対応」を追究する姿勢が乏しく感じられ、「これで、いいのかな」とも思いました。

(名古屋労災職業病研究会 成田 博厚)

愛知朝鮮高校「無償化」裁判結審、判決へ

2013年1月24日に始まった名古屋地裁の朝鮮高校「無償化」裁判も、2017年12月20日に結審を迎えました。結審はここまでの裁判の総まとめを行うもので、新しい主張や証拠が提出されることは通常ないことですが、驚くべきことに国（被告）から新証拠156点が提出されました。大阪地裁の無償化裁判で国が敗訴したショックは大きいようで、焦り始めたことが伺えます。

国側は新しい主張まで始めました。それは、朝鮮高校の運営が適正であると言えるためには、①教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的、物的な支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないこと、の4点について朝鮮学校が立証しなければならないというものです。高校の教科書で朝鮮の指導者に言及した部分を取り上げて教育基本法に違反しているとし、朝鮮総聯は公安調査庁の破防法に基づく調査対象団体とされていることから、反社会的組織としての側面を有していることが強く疑われるなどと主張しました。自由であるべき外国人学校の教育内容を国家が統制・干渉し、教育の現場に治安管理的論理を持ち出す、とんでもない主張です。朝鮮総聯、朝鮮学校に悪イメージをでっち上げてでも勝とうという、なりふり構わない姿勢が露わになってきました。

原告側もまた、国の新主張に対抗するための書証を200点以上提出することになりました。またあわせて、「高校無償化」制度の開始時期に担当者であった前川喜平元文科事務次官の陳述書により、高校無償化制度の立法趣旨や朝鮮高校が指定される前提の下手続きが進んでいたことも立証しました。

結審の法廷では、愛知朝鮮高校生の学校生活の映像（朴英二監督撮影）が上映されました。

本来裁判官が朝鮮高校の現地に足を運ぶように申請した検証が却下されたため、次善の策としてせめて映像で学校の様子を見てもらいたいとして実現したものです。朝鮮高校生たちがいきいきと学び、部活動に打ち込む姿に、裁判官のみならず国側弁護士ですら見入って、思わず笑いに誘われる場面もありました。

判決言い渡しは 2018 年 4 月 27 日（金）午後 2 時からに決まりました。広島と東京の敗訴判決は、広く国の裁量を認め、裁判所が判断から逃げた結果です。大阪は原告の主張に耳を傾け、権利を守り認める判断をしました。裁判官が国を怖れて逃げることさえなければ、原告（朝鮮高校当時生徒たち）の勝ちはゆるがないでしょう。裁判官よ、逃げるな、原告・朝鮮高校生たちから目をそむけるな。判決日には多く方が結集くださいますようお願いいたします。

（朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知・事務局長
東海在日外国人支援ネットワーク（TOMSUN）・代表 原科 浩）

お知らせ

◆愛知朝鮮高校無償化裁判判決

日時：2018 年 4 月 27 日（金）14 時から

場所：名古屋地方裁判所（傍聴抽選×切 13 時 30 分）

◆同裁判判決報告集会

日時：2018 年 4 月 27 日（金）18 時 30 分から

場所：ウイル愛知 4 階ウイルホール

2018年1月、法務省が難民認定制度に関する運用をさらに厳格化

難民として認定されるべき人が認定されていない現状がある中で、2015年9月から難民認定申請者を分類分けし、明らかに難民に該当しないと法務省が判断する案件や同じ理由で再申請する案件について、在留資格の更新を認めない等、運用が変わり、2017年6月からは、再申請用の申請書類を新設する等運用変更があり、同年月末には、難民申請後の就労を不可とする報道が発表され、前号のニュースレターでは、それに対する声明を紹介させていただきました。その後、今年に入ってから難民認定制度の適正化のための更なる運用見直しが行われ、2015年の運用をさらに厳格化させる運用改正がありました。難民認定が適正に行われていない中で、それを検証する方法もなく、認定の基準も不明確なまま、難民認定申請をためらわせ、庇護希望者を威嚇するような運用改正に強い懸念を抱いています。名古屋難民支援室より、懸念の声明を発表しましたので、今回もこの場をお借りして紹介させていただきます。

2018年 1月 15日

特定非営利活動法人名古屋難民支援室

名古屋難民支援室は、2018年1月12日に法務省より発表された「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直し」について、「真の難民」の保護を著しく害するものであると考えています。今回の運用の見直しでは、初回申請について、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者について在留を制限するとともに、難民認定申請時点の在留資格や申請回数によって、在留や就労の制限を行うとされています。しかし、下記のとおり、そもそも、難民条約上の迫害事由に明らかに該当するか否かの判断、特に「特定の社会的集団」に該当するか否かの判断は、非国家迫害主体論とも関連し、その判断過程は複雑なものがあり、又、在留資格や申請回数は難民性とは無関係であって、今般の新たな運用により「真の難民」までもが在留・就労制限の対象とされてしまう危険性が大きいにあります。

記

1. 初回申請における難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者についての在留制限

今般の更なる運用の見直しの趣旨は、濫用・誤用的な難民認定を抑制することにあるとされ、その為、先ず第1に、初回申請であっても、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者には、在留を許可しないとされています。

しかし、今般の見直しに関する趣旨説明の中で、法務省が、一次申請で不認定とされている多数事案として挙げる知人近隣住民のトラブル、マフィア等とのトラブル事案も、その申請の背景に民族、宗教、政治に係る事情が隠されている場合があるばかりでなく、UNHCRが公にしているガイドラインは、マフィアが絡む迫害事案について、国家の保護が期待出来ないような場合、非国家迫害主体による迫害として、特定の社会的集団の一場合として難民条約上の迫害事由に当たる場合があることを示唆しています。更に又、同じく「特定の社会的集団」に当たる場合、近時、条約加盟国において共通に論じられているジェンダー、宗教上の宗派間の争い等に係る迫害は、迫害事由が、個人間の争いと見えても条約難民に該当する場合もあり得るところです。

このように申立事由の形式的な判断には、危険が伴う場合も多い中で、今般の新たな運用には、従来の典型的な事例を想定した形式的な選別、切捨ての危惧を感じざるを得ません。特に「迫害事由の明白性」により初回申請者から在留資格を奪う扱いは、十分な主張・立証活動の機会を奪うことに帰結する厳しい収容処分に結びつくものであり、深刻な問題があるというべきです。

本来の誤用・濫用事例の本質的な問題は、難民制度を悪用する悪質なブローカーの取締、外交関係を通じた相手国への啓蒙・広報活動等を総合して解決すべき問題であると思料します。

2. 再申請者に対する在留制限

これまでは 2 回目以降の難民認定申請であっても、申請内容によっては在留資格が与えられていましたが、今回の運用の見直しで再申請者は基本的に在留資格が与えられないことになりました¹。そもそも日本は、統計上も世界と比べて難民認定率が極端に低く、また難民支援の現場から見ても 難民と認定されるべき人が不認定となるケースが多々あります。

現に不認定処分の効力を争った訴訟において、不認定処分が取り消され、無効とされた事例も少なくありません。そのような状況にも拘らず、不認定となり、止む無く再申請を行った難民の在留資格を奪い収容を行うことは、難民条約加盟国が負うべき難民の保護の義務を怠っていると看做されるを得ません。自身が難民ではないと自覚している人が、在留や就労の延長を目的とした難民認定申請と再申請が行われていることは問題であり、対策を講じる必要はありますが、それは難民認定されるべき人を適正な手続きを経て認定しているという難民条約加盟国として当然の義務が果たされることが前提です。現在の難民認定基準のままで、不認定となった人に対して在留制限を課すことは「真の難民」に対する深刻な問題となります。

3. 技能実習や留学の在留資格保持者が在留活動を行わなくなった後の就労制限

これまでは在留資格のある申請者は一定期間経過後に就労可能な在留資格が与えられていました。しかし、今回の運用の見直しで、技能実習先から失踪した技能実習生など、在留活動を行わなくなった後に難民認定申請した申請者には就労制限がかけられることになりました。難民認定申請者からすれば、日本には難民申請を目的としたビザは存在しないため、祖国での差し迫った迫害から逃れるためには、とにかく身の安全を確保出来るビザ、或いは、その時一番早く取ることのできたビザで国外へ脱出するしかありません。それが技能実習や留学ということも十分にあり得ることです。

また、入国後直後に難民認定申請しない理由として、空港等での到着時に庇護を求め一時庇護上陸許可の2016年の許可数は110人の申請者のうち1人であった²こと、加えて日本の難民認定率が1%未満であることから、「真の難民」にとって難民認定申請をすることは、最後の選択肢となり、他の滞在資格がある場合には難民申請しない現実があります。さらに、技能実習は、その制度的な問題（来日費用の負担や劣悪な労働環境）により、実習先からの失踪が相次いでいることは広く報道されています。昨年11月に実習制度の適正化法が施行されましたが、罰則規定などの効果は現時点では不明です。難民が技能実習生として来日して、労働環境に耐えられず失踪し、難民認定申請を行うことも十分に考えられます。技能実習先からの失踪者に一律的に就労の制限を課すことは、「真の難民」の権利をも脅かします。

¹

A,B,C,D案件の分類のうちA案件は「難民条約上の難民である可能性が高い案件、又は、本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する案件」とされ、A案件は在留制限の対象外とされているところ、A案件該当者は、参議院議員糸数慶子議員提出「我が国の難民認定申請及び迅速処理手続に関する質問主意書」に対する2016年12月22日回答によ

れば、2016年4月～同年8月末までに2人のみであり、ほぼ該当者無しに等しく、再申請者には基本的に在留資格が与えられないと言える。

² 参議院議員石橋通宏議員提出「難民認定状況に関する質問主意書」に対する2017年6月27日回答より。

4. 運用による在留資格や就労許可の変更

現在、世界情勢の変化や日本と他国の外交関係の進展などにより日本への難民認定申請者が急増しています。そのような状況で、円滑に行政手続を行うための運用の変更の必要性は認めますが、申請者の在留資格の付与や剥奪、生活手段である就労の許可や不許可といった重大な事項を、法的拘束力のない「運用」で決定してしまうことは問題です。「難民認定の再申請者には基本的に在留資格を与えない」などという「法律」が、難民条約加盟国で制定されるとは到底考えられません。「運用」であればこそ、このようなことが許されているのではないのでしょうか。難民認定申請者の権利は、「運用」ではなく難民条約と矛盾のない「法律」で定められるべきです。

以上の観点から、名古屋難民支援室は難民認定制度の運用の見直しについて、強い懸念を表明し、早急に再考すべきであると思料します。

以上
(名古屋難民支援室 羽田野 真帆)

カスミ事件損害賠償請求裁判判決出る

3月22日名古屋地方裁判所でカスミ夫妻が訴えた約7,000万円の損害賠償及び慰謝料支払い請求の判決が出た。その内容は

(1) ヒラとタラと他の3人が連帯して吉川カスミに30万円払え

(2) 同5人が連帯して吉川徳一に30万円払え

(3) ヒラは徳一に3万円払え

(4) 訴訟費用の90%は吉川夫妻、残り10%を上記5名が負担

で、(1)と(3)について仮執行を認めている。

認定

壊れたり、なくなったとされる物の修理費用など、銀行利息、電気料金、レストラン休業補償、徳一経営のマンションの賃料値下げなどについて因果関係が認められない。支払判決は精神的苦痛に対する「慰謝料」である。

カスミはこの自分たちが提訴した裁判の公判で被告代理人の確認の質問に対して「(2016年6月9日の上告棄却で確定した)ヒラの未払い賃金約400万円を支払う必要もないし、支払う気持ちもない。」と証言した。日本の民事裁判史上でもマシな証言だと思う。

原告の遵法意識のなさは裁判官の心証を悪くしていることは間違いないと思う。

ヒラとタラが2人の賃金と監禁などの慰謝料を請求した裁判の公判では原告申請のネパール人証人に対して「この人はビザがあるかどうかわからない。警察に問い合わせする。」と言って携帯電話で電話しようとして裁判官に止められると、勝手に法廷外へ出て電話をし

て帰ってきた。これは訴訟記録には残らないかもしれないが、その裁判官の訴訟指揮権を無視した行動に裁判官もあきれかえったと思う。

本件濫訴も 2014 年 10 月に提訴されたが、(当初は約 3,800 万円) カスミは元台湾人で訴状の意味がわからない。

裁判官が「原告の主張」と 10 項目ぐらいを列記して原告の了承を得てやっと裁判が始まったのだ。

そして裁判官が「被告それぞれについて、いつ、どこで、何をしたか明らかにして下さい。」と言うと困り果てて「被告代理人の期限切れになった書類を受理した。」と因縁をつけて裁判官忌避をして最高裁まで持っていき、裁判は 2 年間宙に浮いてしまったのである。

証人尋問をヒラ、日本人 3 人、ネパール人 2 人、一日で終わらせ公判は全部で 3 回と言うのも、訴訟費用 90%原告負担というのも裁判官がこの裁判の提訴自体に反感を持ち、「被害者として訴える気持ちがわかる。」と考えていないことの証左であると思う。

ヒラ、タラ提訴の裁判、情宣活動など禁止仮処分申し立て、裁判官忌避の 3 つ全てをカスミは最高裁まで持っていつているので、この件もカスミは最高裁まで持っていくと思う。

駐車場泊まり込み、レストラン一泊の闘いをしたカスミ闘争はまだまだ続く。

カスミは「ヒラを解雇した。」と主張しているが、職安には勝手に「自己都合退職」と届け出ている。従業員であるヒラとタラは敷地内で宿泊する権利があるのだ。(支援はそのサポーター)

カスミは自分の提訴裁判で 23 万円の印紙代を払っている。そんな金があったらヒラの未払い賃金を払え。

(あるすの会 大西 豊)

参加団体・個人からのお知らせ

★名古屋難民支援室から

「世界難民の日 2018 東海 シリア難民の事例から考える」開催のお知らせ

日時：2018年6月16日(土) 13:30~16:30

場所：名古屋大学 東山キャンパス 文学部棟 237 教室

[地下鉄名城線「名古屋大学駅」1 番出口を出て、右に約 70 メートル進み
左手にある文学部棟の 2 階]

参加費：無料

主催・申込・問合せ：NPO 法人名古屋難民支援室

TEL：070-5444-1725 e-mail：info@door-to-asylum.jp

◆◆◆◆◆編集後記◆◆◆◆◆

政府は最長 5 年間の技能実習を修了した外国人に、さらに最長で 5 年間就労できる新たな在留資格を 2019 年 4 月にもつくるのだといいます。外国人労働が拡大します。(な)